

指宿市重度心身障害者医療費助成条例（平成18年指宿市条例第100号）による重度心身障害者の医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

1. 執行機関の別	都道府県知事・市区町村等
2. 都道府県名	鹿児島県
3. 市区町村名	指宿市
4. 届出番号	4
5. 独自利用事務の事例番号	108-1：重度心身障害者等の医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	指宿市重度心身障害者医療費助成条例（平成18年指宿市条例第100号）による重度心身障害者の医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	84	
③番号法別表第2の項	108	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		指宿市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年指宿市条例第36号）別表第1 第5の項指宿市重度心身障害者医療費助成条例による重度心身障害者の医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの 指宿市重度心身障害者医療費助成条例（平成18年指宿市条例第100号）による重度心身障害者の医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第1条	指宿市重度心身障害者医療費助成条例第1条

⑥事務の趣旨又は目的	第1条 この法律は、障害者基本法の基本的な理念にのっとり、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、児童福祉法 その他障害者及び障害児の福祉に関する法律と相まって、障害者及び障害児が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付、地域生活支援事業その他の支援を総合的に行い、もって障害者及び障害児の福祉の増進を図るとともに、障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。	第1条 この条例は、重度心身障害者に係る医療費の助成を行うことにより、重度心身障害者の健康の保持増進を図り、もって重度心身障害者の福祉の向上に資することを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		指宿市重度心身障害者医療費助成条例（平成18年指宿市条例第100号）指宿市重度心身障害者医療費助成条例施行規則（平成18年指宿市規則第79号）

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1		
	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令55条 項1号	指宿市重度心身障害者医療費助成条例施行規則第4条、第5条
②事務の内容	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第53条第1項の支給認定の申請に係る事実についての審査に関する事務	重度心身障害者に対する登録の申請に係る事実についての審査に関する事務
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令55条 項1号ハ	指宿市重度心身障害者医療費助成条例第2条
②情報提供者	都道府県知事等	都道府県知事等
③提供を求める特定個人情報	当該申請を行う障害者若しくは当該障害者との世帯に属する者又は当該申請に係る障害児の保護者若しくは当該保護者との世帯に属する者に係る生活保護実施関係情報	当該申請を行う者又は当該重度心身障害者との世帯に属するものにかかる生活保護実施関係情報
特定個人情報2		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令55条 項1号ロ	指宿市重度心身障害者医療費助成条例第2条、指宿市重度心身障害者医療費助成条例施行規則第3条
②情報提供者	市町村長	市町村長

③提供を求める特定個人情報	当該申請を行う障害者（施設入所支援又は療養介護に係る支給決定の申請を行う者（二十歳未満の者に限る。）を除く。）若しくは当該障害者の配偶者、当該申請を行う障害者（施設入所支援又は療養介護に係る支給決定の申請を行う者（二十歳未満の者に限る。）に限る。）若しくは当該障害者と同一の世帯に属する者又は当該申請に係る障害児の保護者若しくは当該保護者と同一の世帯に属する者若しくは当該障害児に係る住民票に記載された住民票関係情報	当該申請を行う者又は当該重度心身障害者と同一の世帯に属するものにかかる住民票に記載された住民票関係情報
---------------	--	---

特定個人情報3

①根拠規定	番号法別表第二主務省令55条 項1号ニ	指宿市重度心身障害者医療費助成条例第2条
②情報提供者	都道府県知事等	都道府県知事等
③提供を求める特定個人情報	当該申請を行う障害者又は当該申請に係る障害児に係る身体障害者福祉法第十五条第一項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報	当該申請を行う障害者又は当該申請に係障害児にかかる身体障害者手帳情報

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務2

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令55条 項2号	指宿市重度心身障害者医療費助成条例第 4 条指宿市重度心身障害者医療費助成条例施行規則第 6 条
②事務の内容	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第二十四条第二項の支給決定の変更に関する事務	重度心身障害者資格者登録事項の変更に関する事務

特定個人情報1

①根拠規定	番号法別表第二主務省令55条 項2号ロ	指宿市重度心身障害者医療費助成条例第2条， 指宿市重度心身障害者医療費助成条例施行規則第 3 条
②情報提供者	都道府県知事等	市町村長
③提供を求める特定個人情報	当該変更に係る障害者（指定障害者支援施設等に入所する者（二十歳未満の者に限る。）及び療養介護に係る支給決定の決定を受けた者（二十歳未満の者に限る。）若しくは当該障害者の配偶者，当該変更に係る障害者（指定障害支援施設等に入所する者（二十歳未満の者に限る。）及び療養介護に係る支給決定を受けた者（二十歳未満の者に限る。）に限る。）若しくは当該障害者と同一の世帯に属する者又は当該変更に係る障害児の保護者若しくは当該保護者と同一の世帯に属する者に係る住民票に記載された住民票関係情報	当該変更を行う者又は当該重度心身障害者と同一の世帯に属するものにかかる住民票に記載された住民票関係情報

備考	
----	--

届出情報

届出日	2016年09月23日
独自利用事務の対象者	
番号法第9条第2項の条例に規定した日	
保護評価の実施の有無	
評価書番号	
保護評価書の名称	
保護評価書のURLリンク	
委任関係	